

北海道告示10524号

北海道立道民の森条例（平成2年北海道条例第16号）第11条第3項の規定により、次のとおり利用料金の額を承認した。
令和4年4月11日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 施設の名称
北海道立道民の森
- 2 指定管理者の名称
一般財団法人 北海道森林整備公社
- 3 利用料金の額

区 分		利用料金の額			
		単 位	料 金		
管理棟学習室		1時間につき	1,000円		
キャンプ場	オートキャンプ場	テント1張り 1泊につき	5,000円		
	林間キャンプ場	テント1張り 1泊につき	2,000円		
	自然体験キャンプ場	テント1張り 1泊につき	2,000円		
	学習キャンプ場	テント1張り 1泊につき	2,000円		
シャワー室		1回につき	300円		
工芸館 工芸館 工芸館	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1日につき	100円		
	2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒並びにこれらに準ずる者を除く。）	1人1日につき	200円		
陶芸館 工芸館	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1日につき	100円		
	2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒並びにこれらに準ずる者を除く。）	1人1日につき	200円		
バンガロー（10人用）		1棟1泊につき	10,000円		
バンガロー（4人用）		1棟1泊につき	5,000円		
宿泊棟	1 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者並びにその引率者が学校又は社会教育に利用する場合	小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにその引率者	1人1泊につき	500円	
		高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びにその引率者	1人1泊につき	900円	
	2 1以外の場合	6人部屋（一般棟）	1室1泊につき	14,000円	
		6人部屋（管理棟）	1室1泊につき	12,000円	
森林学習センター 体育館	研修室	全室	1時間につき	3,000円	
		A室	1時間につき	1,000円	
		B室	1時間につき	2,000円	
	個人利用の場合	全部利用の場合	午前		10,000円
			午後		10,000円
			夜間		13,000円
		1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	午前		200円
			午後		200円
			夜間		200円
			(ただし、限定期間以外の宿泊利用者を除く。)		
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	午前		400円		
	午後		400円		
	夜間		400円		
(ただし、限定期間以外の宿泊利用者を除く。)			400円		

備考

1. 午前とは午前9時30分から午後1時まで、午後とは午後1時から午後4時30分まで、夜間とは午後4時30分から午後8時30分までとする。
2. 体育館の限定期間とは、7月20日から8月20日までのことをいう。
3. 日帰り利用は、利用料金の5割引とする。（100円未満は切り捨てとする）
4. 宿泊利用時間を延長する場合は、日帰り利用料金の5割引とする。（100円未満は切り捨てとする）
5. 陶芸館・工芸館で、児童・幼児と保護者が共同作業する場合は利用料金の対象とする。